令和８年11月１日

「高等教育の修学支援新制度」に係る本学の取扱いについて（令和９年度入学生）

熊本学園大学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、文部科学省より一定の要件を満たす大学として確認され、「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）」の対象校に認定をされています。

本学では、本制度の対象となる方について、授業料等の納入を下記のとおり猶予いたします。

■対象となる要件

- 令和９年度入学予定者（合格決定者）の本学専願（必ず入学する）の方
- 進学前に高等学校を通じて日本学生支援機構（JASSO）へ申請し、「高等教育の修学支援新制度（授業料等免除・給付型奨学金）」の『令和 ９ 年度大学等奨学生採用候補者決定通知』を受領している方

■猶予の内容

- 入学手続時に納入いただく入学手続金（授業料等）を、入学後（6月28日）まで猶予します
- 猶予を受けるには、合格後、入学手続締切日までに本学への猶予申請が必要です
- ※入学金は手続期日までに納入していただく必要があります。

■申請方法・提出物について

- 「入学時学費徴収猶予申請書」
- 日本学生支援機構発行 「奨学生採用候補決定通知【進学先提出用】」のコピー
  （原本は入学後に提出）

〈送付先〉

〒862－8680
熊本市中央区大江2丁目5番1号
熊本学園大学　入試課
（問い合わせ） ℡096-362-4095

参考 「高等教育の修学支援新制度」の内容・詳細は文部科学省の特設ページをご覧ください。
文部科学省の特設ページ　https://www.mext.go.jp/kyufu/